

国官会第1034号  
国地契第67号  
平成18年10月16日

各地方整備局総務部長等 へ

国土交通省大臣官房会計課長  
地方課長

### 入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について

入札保証金の取扱いに関する試行については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、当分の間、下記事項に留意の上、遺漏なきよう措置されたい。

なお、以下で用いる用語については、「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」（平成18年10月16日付け国官会第1033号、国地契第66号。以下「入札保証取扱通達」という。）の定義によるものとする。

### 記

#### 1 入札方法について

対象事業については、電子入札システムにより、競争参加資格確認資料等の提出及び入札等を行う場合であっても、入札保証金の納付等（入札保証金に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部の納付を免除する入札保証保険契約の締結又は金融機関等（銀行等及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）については、紙による持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出させるものとする。なお、この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 2 入札保証金の還付について

契約担当官等は、入札保証取扱通達記3に規定するほか、競争契約入札心得第3条第6項の規定にかかわらず、競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた日以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保を還付するものとする。なお、この旨を現場説明書において明らかにするものとする。

## 3 金融機関等の契約保証の予約の取扱いについて

金融機関等の契約保証の予約の取扱いについては、以下のとおりとし、別添1のとおり現場説明書に記載するものとする。

### (1) 契約保証予約証書の提出時における取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、金融機関等の契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 予約契約者が入札参加者であること。

ニ 金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の文言があること。

ホ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ヘ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ト 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

② 契約担当官等は、①の契約保証予約証書を保管しておくものとする。

### (2) 入札執行後の取扱い

契約担当官等は、契約保証予約証書（変更契約保証予約証書がある場合は、変更契約保証予約証書を含む。）を入札執行後（落札者に係る証書については契約締結後）においてもそのまま入札書に綴っておくものとする。

### (3) 落札者が契約を結ばない時の取扱い

落札者が契約を結ばなかったとしても、金融機関等に対しては契約保証

予約証書に基づく保証金の請求ができないことに留意すること。

#### 4 増額変更の取扱いについて

入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。

##### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、入札保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管金取扱店に納付した旨の保管金領収証書及び保管金提出書（入札保証取扱通達別記様式1）を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
  - ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。
  - ハ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が当初納付した保管金の金額以下であること。
- ③ 契約担当官等は、②の確認後、①の保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管しておくものとする。
- ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より①の保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管しておくものとする。
  - イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
  - ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金に代わる担保としての国債の総額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、増額分に相当する金額の国債を保管有価証券取扱店に提出した旨の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書（入札保証取扱通達別記様式2）の提出を求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。
  - ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。
  - ハ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が当初納付した保管有価証券の総額以下であること。
  - ニ 政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券が、利付国債であること。
- ③ 契約担当官等は、②の確認後、①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の写しを保管しておくものとする。
- ④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等より①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券受領証書の写しを保管しておくものとする。
  - イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。
  - ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保証金額を増額変更す

る旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 名宛人が契約担当官等であること。
  - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
  - ハ 保証金額を増額する旨の記載があること。
  - ニ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
  - ホ 増額後の保証金額が増額前の保証金額の2倍以内であること。
- ③ 契約担当官等は、①の変更契約書を保管しておくものとする。

#### （4）入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から保険金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保険金額を増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
  - ロ 保険契約者が入札参加者であること。
  - ハ 異動を承認する旨の記載があること。
  - ニ 証券番号が当初提出した入札保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。
  - ホ 増額後の保険金額が増額前の保険金額の2倍以内であること。
  - ヘ 異動保険期間が異動承認書を提出した日以前から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。
- ③ 契約担当官等は、①の異動承認書を保管しておくものとする。

#### （5）金融機関等の契約保証の予約についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から契約保証予約証書に記載されている契約希望金額又は保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、契約希望金額又は保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること

を求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 契約希望金額又は保証金額を増額する旨の記載があること。

ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ホ 増額後の契約希望金額又は保証金額が増額前の契約希望金額又は保証金額の2倍以内であること。

③ 契約担当官等は、①の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。

## 5 契約保証金への振り替え時の取扱い

契約担当官等は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えることができる。この場合、契約担当官等は、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保としての国債の提供に係る書類の提出時において、歳入歳出外現金出納官吏又は有価証券取扱主任官に対し、落札者の入札保証金等が契約締結の際に契約保証金等に充当することになる旨を通知するものとし、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。また、落札者に還付すべき入札保証金等を契約保証金等に振り替える旨を入札説明書に記載するものとする。

なお、入札保証金に代わる担保が銀行等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えることはできないこととなっているので、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えないものとする。また、入札保証保険についても同様である。

## 別添1 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の書類を提出しなければならない。

○ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] イ 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

ロ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

ハ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。

ニ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ヘ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

## 別添2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

○ 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] ○ 見積金額の増額により入札保証金の金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] ○ 見積金額の増額により国債の総額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] ○ 見積金額の増額により保証金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

[注] ○ 見積金額の増額により保険金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] ○ 見積金額の増額により契約希望金額又は保証金額を増額する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。